

横浜市立伊勢山小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（令和6年3月29日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）で決められた定義であり、国と同一とする。

【いじめの定義】

法第2条にあるように「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ防止等に向けての基本理念

【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の事実に向けてもっとも大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場、他者を排除するような雰囲気や形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための構成員。

管理職、担任、学年ブロック教諭、児童支援専任、養護教諭、他職員、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む学校組織及びケースにおいては関連機関（教育委員会・警察・児童相談所等）との連携した組織とする。

（2）委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設する。月に1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会臨時会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速や共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・規範を明示（伊勢山スタンダードの活用）し、児童一人ひとりが自己肯定感、自己有用感が感じられる学校生活及び授業づくり、集団作りを目指すため、年間計画に基づき人権教育や道徳教育を推進する。
- ・学級で集団づくりをすすめるために「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を図る。

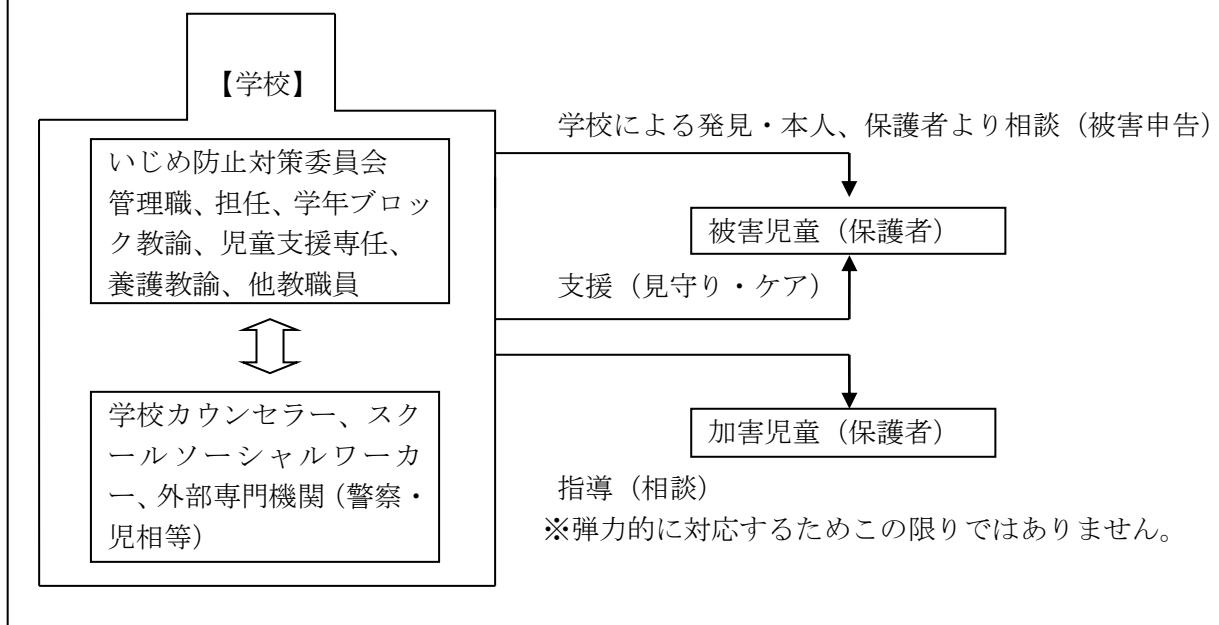
(2) いじめの早期発見

- ・学年研究会を主軸とし、複数名の教職員で児童のささいな変化や状態、情報を共有し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制の充実を図る。
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・インターネット等を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

- ・「学校いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

いじめ防止対策委員会を中心としたいじめ事案対応フロー図



(4) いじめの解消

<いじめの解消の要件>

- ①いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 日常の児童の様子を観察したり、当該児童から話を聞いたりする。
- ・ 保護者との連絡や連携を密にする。

(5) 教職員等への研修

- ・ 児童指導上の課題に対応できる資質の向上を目指し校内研修を実施する。教育委員会主催の研修についても適宜受講し、その際は職員会議や「学校いじめ防止委員会」等で内容を報告し共有する。
- ・ 児童の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の間人間関係をとらえられるように教職員の能力を高める実践的な研修(児童生徒理解研修の推進)や法の確実な運用を行うために研修等を行っていく。

(6) 学校運営協議会等の活用

- ・ 「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題や児童指導上の学校が抱える課題を適宜報告し、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取 組 内 容	
4月	学校いじめ防止対策委員会発起（児童指導部を兼ねる。新旧担任の児童引き継ぎ含む）横浜プログラムの年間計画提示（年間通して実施）いじめの定義確認	入学式、保護者説明会、懇談会
5月	学校いじめ防止対策委員会 Y-Pアセスメント 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）	学校説明会 個人面談（1年希望者） 学校運営協議会①
6月	学校いじめ防止対策委員会	学家地等への情報発信 授業参観
7月	学校いじめ防止対策委員会 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月	学校いじめ防止対策委員会	個人面談
10月	学校いじめ防止対策委員会	
11月	学校いじめ防止対策委員会 Y-Pアセスメント	学校運営協議会②
12月	人権週間 学校いじめ防止対策委員会 いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート・教育相談）	オープンスクール・個人面談
1月	学校いじめ防止対策委員会	
2月	学校いじめ防止対策委員会	学年懇談会
3月	学校いじめ防止対策委員会 年間の振り返り、新年度への引継ぎ	学校運営協議会③

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。（PDCAサイクル）

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 参考資料

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）

(2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）